

## 保険診療による不妊治療に係る確認書

保険診療で不妊治療や男性不妊治療を受けた方で、西郷村不妊治療費助成事業の申請をされる方は、「保険診療による不妊治療に係る確認書」を作成し、申請書類一式と合わせてご提出ください。必ず、ご確認ください。

	申請者	配偶者
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
附加給付※1 の支給	申請する不妊治療に係る治療費等について、附加給付について申請前に加入している健康保険又は組合に確認をお願いします。 <input type="checkbox"/> 確認しました <input type="checkbox"/> 附加給付あり 健康保険又は組合が発行した支給決定通知書等の支給額のわかるものの写しを提出 <input type="checkbox"/> 附加給付なし	
特定不妊治療 の場合 高額療養費※2 の支給	<b>【限度額適用認定証】</b> 申請する不妊治療に係る治療費等について、マイナ保険証を利用し、「限度額情報の表示」に同意して医療を受診又は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示しましたか。 <input type="checkbox"/> 提示しました <input type="checkbox"/> 提示していません <b>【高額療養費制度】</b> <input type="checkbox"/> 申請しました⇒高額療養費の支給決定通知の写しの提出 <input type="checkbox"/> 申請していません 高額医療費について、健康保険又は組合にお問い合わせください。	

※1 附加給付とは、自己負担額が高額になった場合に、高額療養費とは別に、各保険者が定めた基準に従って独自に行われる給付です。各保険者により、附加給付制度の有無がことなります。附加給付制度がある場合も「利用付加金」「療養見舞金」等のように、各保険者によって異なる場合があります。

**【附加給付を行っている可能性のある保険者】**

- ・国民健康保険組合・・・「●●国民健康保険組合」という名称。建設業界や医師等、特定の業種で個人事業として営んでいる方や、それらの事業所で働いている従業員で構成されている組合（市町村国保とは異なります）
- ・健康保険組合・・・「●●健康保険組合」という名称。主に大企業やそのグループ企業等、協会健保とは別に健康保険組合を持っている企業にお勤めの方。
- ・船員保険・・・「全国健康保険協会船員保険部」という名称のもの。船員として船舶所有者に雇用されている方。

※2 高額療養費とは、医療機関や薬局で支払う医療費が1か月で上限を超えた場合、その超えた額が保険組合等から支給されるものです。上限額は年齢や所得に応じて定められています。